【業界初】「車両全損時復旧費用補償特約」の提供開始 ~新車購入から一定期間が経過した車両にも時価額を上回る補償を提供~

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬 伸一、以下「当社」)は、2022年1月より、新車の購入から一定期間が経過し、時価額を上回る補償を提供できないご契約者様向けに「車両全損時復旧費用補償特約」を提供します。

本特約により、業界で初めて、一定期間が経過し「車両新価保険特約」を付帯できない 車両にも時価額を上回る補償をご提供できるようになります。

1. 背景

車両保険の保険金額(支払上限額)は、時価額を基に設定することから、一般的に車両を取得した時から、年数を経るごとに減少します。そのため、事故により損傷を受け、車両の修理や買い換えを行う等の際に、車両保険の補償だけでは不足する場合があります。

当社は、このような場合に備えて、新車価額までの費用補償を可能にする「車両新価保険特約」をご提供しています。特約の付帯率は、付帯条件*を満たす契約の7割を超えており、多くのお客様にご提供しております。

一方で、「車両新価保険特約」を付帯できる条件を満たさなくなった場合には、それ以降に 補償できる金額が大きく削減されます。近年は、先進安全装置や先進技術の普及により、車 両の修理費が高額化するなどにより、補償が不足するケースがありました。

- *車両新価保険特約は以下①②のいずれかを満たす主な自家用自動車の車両保険契約を対象としています。
 - ①保険期間の末日が初度登録年月または初度検査年月から 61 か月以内であること
 - ②保険期間の初日時点の車両保険金額が、協定新価保険金額(新車の市場販売価格相当額をいいます。)の 50%以上であること

2. 新特約の内容

当社は 2022 年 1 月以降始期契約を対象に「車両全損時復旧費用補償特約」を新設し、「車両新価保険特約」を付帯できる条件を満たさなくなった車両においても車両保険の保険金額を上回る補償を可能にします。

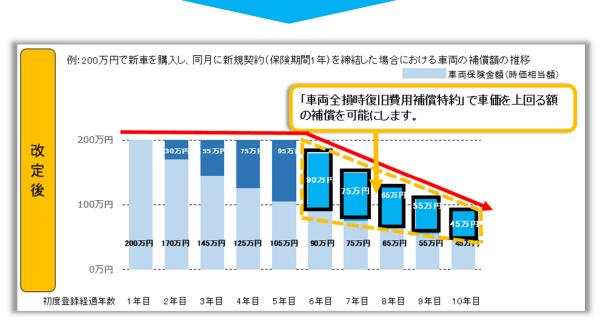
本特約により、事故によりご契約の車両が損傷を受け、修理できない場合または修理費が 車両保険金額を上回る場合に、以下のいずれかの額(復旧費用限度額)を上限に、買換費 用等の実費を補償します。

く復旧費用限度額>

車両保険金額が 100 万円を超える場合	車両保険金額+100万円
車両保険金額が 100 万円以下の場合	車両保険金額の倍額

新特約発売前後の補償額のイメージについては、以下の通りです。





また、広く充実した補償を提供できるよう、「車両新価保険特約」を付帯していて、更新時に「車両新価保険特約」の条件を満たさなくなる原則全てのお客様に「車両全損時復旧費特約」をご案内します。

当社は、本特約をご提供することにより、長く安心をお届けし、お客様の安心・安全なカーライフの実現に貢献してまいります。